

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第12回第2農地部会を開会させていただきます。
本日、欠席委員は上川委員、片岡委員、稲葉委員の3人でございます。よろしくお願ひします。
それでは、議事録指名者を私のほうから指名させていただきます。
25番 伊藤委員、35番 池田委員、よろしくお願ひします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。
報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告願ひします。
お願ひします。
- 事 務 局 議案書の1ページ・2ページをお願ひいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
申しわけありません、説明に入ります前に、訂正がありますのでお願ひします。
番号3の案件ですが、_____と_____の2件につきましては、既に解約済みであり、抹消していただきますようお願ひします。
今回の解約につきましては、_____の1件で、面積は340㎡になります。
2ページになりますが、番号1から9で、合計で、件数は9件、訂正後の面積は田で26,084㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。
3ページから6ページをお願ひいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から9で、6ページをお願ひします。
合計で件数は9件、面積は34,757.61㎡で、その内訳は田が21,104㎡、畑が13,653.61㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
7ページをお願ひいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で496㎡でございます。
8ページをお願ひいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1、長屋住宅用地、番号2、建売分譲住宅用地、の2件で、合計面積は畑で2,018㎡でございます。
9ページをお願ひいたします。
報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。
番号1、権利者 _____、申請地の合計面積、2,038㎡、取得年月日、昭和60年10月10日でございます。
権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理してお

り、取得時効が完成しております。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。
それでは、議案事項に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、お願ひします。

事務局 10ページをお願ひいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区栗葉、受人 _____、面積5, 157㎡、渡人 _____、面積5, 157㎡ 申請地 森町南田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積697㎡外5筆、合計面積5, 157㎡です。
これにつきましては、親子間の生前贈与です。
件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思ひます。

鈴木委員 28番、鈴木です。11日に地元委員と事務局とで現地確認に行つて参りました。筆数が多いもので、代表的なものを説明させていただきますので、よろしくお願ひします。現地は県道_____線沿ひの_____並びに_____から東500mぐらいのところに田はあります。畑は自宅周辺と、また_____沿ひにありまして、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区高岡、申請者 _____、申請地一志町高野脇田 _____、台帳地目 田、現況地目 境内地、面積528㎡です。

これにつきましては、昭和30年ごろから寺院の駐車場、庭、物置用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員

32番、田中です。11日の午後、地元委員と事務局で現地を確認いたしました。場所につきましては、一志町の _____ というところでございます _____ という _____ の真南側が現地でございます。内容については、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

12ページ、13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

1件取り下げがございます。抹消のほうをお願いしたいと思います。番号6番です。6番、栗葉の申請になります。この1件について取り下げしたいという連絡をいただいておりますので、抹消のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、番号1のほうから順番に説明をさせていただきます。

番号1、地区久居、受人 _____(株)代表取締役_____
渡人 _____、
申請地 新家町東畑_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積814㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、350.7㎡で、転用面積の43%にあたります。

番号2、地区久居、受人 医療法人_____
理事長_____
渡人 _____、
申請地 戸木町北興_____
台帳地目・現況地目とも田、面積1,262㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、整形外科医院用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区久居、受人 特定非営利活動法人_____
理事長_____
渡人 _____、
申請地 木造町西塚越_____
台帳地目・現況地目とも畑、
面積786㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、放課後等サービスのための施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区栗葉、受人 _____、
渡人 _____、
申請地 久居緑が丘
町二丁目_____
台帳地目 宅地、現況地目 畑、面積277.69㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区栗葉、受人 _____、
渡人 _____、
申請地久居一色町羽
場_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積237㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地の贈与を受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区栗葉、受人 _____、
渡人 _____、
申請地 稲葉町稲初
垣内_____
台帳地目・現況地目とも田、面積1,186㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、530.53㎡で、転用面積の45%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区栗葉、受人 _____(有)代表取締役_____
渡人 _____、
申請地久居一色町新畑_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積608㎡外
3筆 合計面積1,283㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、497.37㎡、転用面積の39%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区川合、受人 (有)_____
代表取締役_____
渡人 _____、
申請地 一志町片野北浦_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積443㎡
外1筆 合計面積534㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け貸駐車場用地とす

るものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区川合、受人(有)_____代表取締役_____、渡人_____
__、申請地一志町片野西垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積82
㎡外2筆 13ページになりますが、合計面積471.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け賃貸住宅及び車庫
用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区高岡、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 一
志町高野端山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積67㎡外1筆 合計
面積441㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け一般個人住宅用地
とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地白山町八
対野申垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,051㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設
用地とするものです。

パネル設置面積は、514.09㎡で、転用面積の49%にあたります。農
地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地美杉町竹原
瀬木_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積23㎡。

これにつきましては、受人は、昭和40年ごろ申請地を農業用倉庫用地とし
ており、未登記であった所有権の移転登記を行うもので、始末書の提出があり
ますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は12件、合計面積は8,366.30㎡、この内訳は、田が3,
522㎡、畑が4,566.61㎡、その他、これは台帳地目が宅地となっ
ている農地ですが、これが277.69㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見
をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 1番と3番と説明させていただきます。1番は事務局の説明どおりでござい
ます。場所は_____と_____、_____のすぐ西側です。何ら問題はない
と思います。

3番について、これは_____を西へ行って、_____をくぐったところ
です。これも何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

2番、お願いします。

大井委員 27番、大井です。久居地区、同じく12月11日に午前中、地元委員、午
後には会長及び部会長に現地確認していただきました。場所は道沿いの

_____のちょうど北側、裏側にあるところでして、周辺には内科医、歯科医があって、今回、整形外科ができるということで、住宅も近いということで、J Aの空中散布も除外地域になっていますし、池の水もなかなか来にくいところで、今回、特に転用されても問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
4番、5番、7番、8番、願います。

鈴木委員 28番、鈴木です。4番、5番、7番、8番、4つ説明させていただきます。
4番ですけれども、_____の北側に_____ありまして、その一番西の外れになります。隣はもう_____になっております。現地はそういうことです。
5番は、6月にも1件、案件があったと思いますけれども、ちょうど一色の集落の中で、県道から_____線ですけれども、少し入ったところで、_____から南へ500mのところでは、_____さんは親子で、隣へ息子さんが住まわれるということですので、何ら問題はないかと思えます。詳細については、4番、5番は事務局の説明どおりです。
そして7番、8番ですけれども、7番は先月の議案にもありましたが、県道_____線沿いに_____があります。_____から北へ約2キロのところでございます。周辺には別に何ら影響がないかと思えます。その7番、8番は午後から会長、部会長、事務局と現地確認を行わせてもらいました。
8番は、その_____から南へ行くこと、大体500mぐらいのところ、ちょうど以前_____があったところと大体中間ぐらいのところでございます。ちょうど県道沿いですので、詳細については7番、8番も事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
9番、10番、11番と願います。

田中委員 32番、田中です。9番につきまして、11日午後、地元委員と事務局で現地確認を行いました。場所につきましては、_____線沿いに_____がありますが、その西側でございます。細部につきましては、事務局の説明どおりです。
それから10番につきましては、これも同じ日に地元委員、事務局で確認をいたしました。これも9番の場所から少し_____の中心地へ入ったところでございます。細部につきましては、事務局の説明どおりですので、お願いしたいと思います。
それから11番につきましては、これも11日、午後、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所につきましては、_____の西側200mほど上ったところでございます。細部につきましては、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしく願いたいと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
12番、願います。

池田委員	<p>35番、池田です。11日、会長と部会長で現場を見ていただきました。場所的には、_____号を_____の方面へ向かう_____の最終のところ左折していただいて、坂を下り100メートルぐらい行ったところの右側に場所がございます。周辺も太陽光発電の話が出ておるといことも聞いておりますし、事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 13番、お願ひします。</p>
藤田委員	<p>39番、藤田です。12月10日、地元委員及び事務局で現地確認に行つて参りました。事務局の説明どおり、これは40年ごろに建てられた建物であり、始末書も出ておるといこととでございます。真四角な土地でございますが、二方向は水路で囲まれ、他の二方向は県道と農道といこととで囲まれており、何ら近隣には迷惑もかかれないと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。 よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よつて、議案第3号については、許可することと決定したいと思ひます。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。 事務局、説明願ひます。お願ひします。</p>
事 務 局	<p>14ページをお願ひいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区久居、借人（有）_____代表取締役_____、貸人 _____、申請地 戸木町中川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,097㎡外2筆、合計面積2,092㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人と3年間の賃貸借契約を締結し、申請地を3年に渡り計画している砂利採取のための資材置場用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域内農用地です。 番号2、地区久居、借人（有）_____代表取締役_____、貸人 _____3名、申請地 戸木町中川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積856㎡外4筆、合計面積4,144㎡です。</p>

これにつきましては、借人は、貸人と1年間の賃貸借契約を締結し、申請地を砂利採取用地として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域内農用地です。

番号3、地区久居、借人 _____(株)代表取締役____、貸人 _____、申請地 久居明神町藤山____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 111㎡のうち677㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、440.1㎡で、転用面積の65%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区下之川、借人 (株)____代表取締役____、貸人____、申請地美杉町下之川山本____、台帳地目・現況地目とも田、面積180㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と平成28年3月31日までの賃貸借契約を締結し、申請地を道路工事のための仮設事務用地として一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、合計面積は7,093㎡、この内訳は、田が1,380㎡、畑が5,713㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、お願いします。

大井委員

27番、大井です。11日午前中、地区委員、午後には会長、部会長にご確認いただきました。

1番は、2番と同じ場所なんですけれども、場所は高速から見えます _____の生コンプラントのちょうど北側に隣接する畑でして、1番のほうの2反は、地元の専業農家の方が耕作されていましたが、経営面積は特に変わらないので問題ないということです。

2番は、隣接する畑です。5筆ありますが、耕作されているのは1筆で、もう1筆は何も耕作されずに管理されているだけ、外3筆は耕作放棄状態にあります。砂地の畑ですし、特に問題ないと思います。

それと事務局のほうに地元の土地管理組合及び自治会からの要望をいろいろ調査・報告いただきまして、ありがとうございました。地元のほうには報告しておきます。特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

3番、お願いします。

伊藤委員

25番、伊藤です。11日に地元委員、事務局と現地確認に行きまして、場所としましては、 _____号線、 _____を _____方面へ500mぐらい進みまして、その途中 _____のほうへ右折しまして、500mぐらい行

きますが、そこを左折しますと、_____の_____がありまして、その東側でございます。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
4番、お願ひします。

結城委員 40番、結城です。4番について説明をいたします。10日に地元委員と事務局で現地確認をして参りました。この案件は、_____のため、仮設事務所を建設したいということで案件が出されております。これも一時転用ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思ひます。
続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。
事務局、説明願ひます。

事 務 局 15ページをお願ひいたします。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区波瀬、願出者 _____外10名、申請地 一志町波瀬若柚 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積618㎡です。
これにつきましては、平成2年4月30日、国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に山林化していることが確認できます。
このことは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
番号2、地区川合、願出者 _____、申請地一志町片野南出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積115㎡外2筆 合計面積161㎡。
これにつきましては、平成2年4月30日、国土地理院撮影の航空写真により申請地に建物が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数は2件、合計面積は、畑で779㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番お願いします。

田中委員 32番、田中です。
1番につきまして、11日、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所は、_____の_____という地区の南側に竹林がありまして、ここにも書いてありますように畑ではないという確認をさせていただきました。
それから、2番の関係ですが、これも11日、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所につきましては、_____の一番東側にあたります。細部につきましては事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することと決定したいと思います。
続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
この資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。
久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で56,548㎡、畑の賃貸借で8,596㎡、契約件数は32件でございます。
一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で15,297㎡、契約件数は5件でございます。
白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19,214㎡、畑の使用貸借で780㎡、契約件数は9件でございます。
美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で91,059㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で9,376㎡、合計契約件数は46件、合計面積は100,435㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区12件、一志地区2件、白山地区3件で合計17件、合計面積は50,819㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたのが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。
以上で、本会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後2時40分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年12月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____